

鎌倉市個人情報保護条例

(平成5年10月4日条例第8号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の保護（第6条—第17条）
- 第3章 個人情報の開示等（第18条—第28条）
- 第4章 審査請求等（第29条—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第41条）
- 第6章 罰則（第42条—第47条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が必要不可欠であることにかんがみ、市が保有する本人の個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報のうち、特定個人情報以外のものを除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立した鎌倉市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）をいう。
- (3) 行政文書 職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 職員等により組織的に用いられていないもの

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び一般の利用に供することを目的とする刊行物、図画その他の資料

ウ 図書館、美術館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 職員等 実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権限を有する者並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。
- (6) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律 第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律 第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項又は第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら個人情報の保護に心掛けるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の保護

(一般的制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項についての個人情報の取扱いをしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分
(届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人が検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に係るものが記録された行政文書で実施機関が定めるものを除く。）を使用する事務をいう。以下同じ。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報を取り扱う目的
 - (3) 対象者の範囲
 - (4) 個人情報の内容
 - (5) 電子計算機による処理を行うとき又は第10条第1項に規定するオンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、その旨
 - (6) その他必要な事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、個人情報登録簿に登録するとともに、速やかに登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
- 3 市長は、個人情報登録簿を縦覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、取扱目的の達成に必要な限度を超えて個人情報を収集してはならない。

4 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急に必要なとき。

(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、健康、生活、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

6 実施機関は、第4項第3号又は第4号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、この限りでない。

7 法令等の規定により、申請行為その他これに類する行為を行う場合において、当該行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、第4項第2号の規定に該当して収集がなされたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに当該個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用

し、又は実施機関以外のものに当該個人情報を提供することができる。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
 - (4) その他審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、その保有する個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(特定個人情報の目的外利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該特定個人情報を利用してはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を収集したときの取扱目的以外の目的に利用することができる。
- 3 実施機関は、前項の規定により特定個人情報を利用したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上必要がある、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。以下同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態で管理するほか、当該個人情報の滅失、破損、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保存する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて歴史的又は文化的な資料として保存する必要があると認める個人情報については、この限りでない。

(職員等の義務)

第12条 職員等又は職員等であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の個人情報の適正取扱措置)

第13条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(委託に伴う個人情報の適正取扱措置)

第14条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において委託を受けたもの(そのものから当該委託に係る業務の全部又は一部の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。))を受けたものを含む。以下「受託者」という。)が個人情報の適正な取扱いのために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 受託者は、前項に規定する委託に係る業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(派遣労働者に対する個人情報の適正取扱措置)

第14条の2 実施機関は、派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣(同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を行うため実施機関に派遣されている者をいう。以下同じ。)を個人情報の取扱いを伴う事務又は事業に従事させるとき

は、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(従事者等の義務)

第15条 指定管理者若しくは受託者の業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者は、その業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(出資法人等による個人情報の取扱い)

第16条 市が出資等を行う法人(土地開発公社を除く。)のうち規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、個人情報の取扱いに関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施機関に対する苦情の処理)

第17条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 個人情報の開示等

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 本人の委任による代理人(特定個人情報以外の個人情報にあつては、実施機関が特別の理由があると認めたときに限る。)又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定又は実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないとされているとき。

(2) 開示請求をした者(前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれている場合であつて、開示請求

者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき。

- (3) 法人等に関し記録された情報又は事業を営む個人の当該事業に関し記録された情報が含まれる場合であつて、開示請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵害することになると認められるとき。
 - (4) 個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (5) 実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - (7) 開示請求者に開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるとき。
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同

項各号のいずれかに該当する個人情報の部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

- 3 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示とすべき情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正請求権)

第20条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報について事実
に誤りがあるときは、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求す
ることができる。

- 2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」
という。）について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第21条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由が
あると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の取扱目的の達成に必要な
範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(利用停止請求権)

第22条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報（特定個人情
報を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求す
ることができる。

- (1) 当該個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は第11条第2項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

- 2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

第22条の2 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする特定個人情報（情
報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該
当するときは、当該特定個人情報の利用の停止又は消去を請求することがで
きる。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでな

いとき。

- (2) 第9条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。
 - (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
 - (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。
- 2 何人も、実施機関が番号法第19条の規定に違反して自己を本人とする特定個人情報を提供し、又は提供しようとしていると認められるときは、その実施機関に対し、当該特定個人情報の提供の停止の請求をすることができる。
 - 3 第18条第2項の規定は、前2項の規定による特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求について準用する。

（個人情報の利用停止義務）

第23条 実施機関は、前2条の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（開示等の請求の手続）

第24条 開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の請求（以下「開示等の請求」という。）をしようとする者は、当該開示等の請求に係る個人情報を保有する実施機関に対して次に掲げる事項を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。この場合において、実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により請求することができる。

- (1) 開示等の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示等の請求に係る個人情報の内容
 - (3) 訂正請求又は利用停止請求にあっては、その内容
 - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該開示等の請求をしようとする者が本人であること又は代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示させ、又は提出させなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示

請求は、口頭により行うことができる。

- 4 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等の請求をした者（以下「開示等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。（開示等の請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該開示等の請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあっては20日以内に諾否の決定（開示等の請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る個人情報情報を保有していない旨の決定を含む。以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、開示決定等の内容が開示等の請求に係る個人情報情報の全部を開示するときを除き、その理由（当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を含む。）を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 4 開示等の請求に係る個人情報情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示等の請求があった日から起算して、開示請求にあっては60日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあっては65日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示等の請求に係る個人情報情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

5 実施機関は、前条第3項の規定によりあらかじめ定めた個人情報の開示請求があったときは、直ちに当該個人情報を開示する旨の決定をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第1項又は第5項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施等)

第27条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 行政文書のうち文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書の閲覧又は写しの交付

(2) 行政文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

(3) その他の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、閲覧の方法により行政文書に記録されている個人情報を開示する場合において、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書

類を提示しなければならない。

5 実施機関は、第25条第1項の規定により訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正又は利用停止をした上、当該訂正請求又は利用停止請求をした者に対しその旨を通知するほか、当該個人情報の利用先又は提供先に対してもその旨を通知し、必要な措置を講じさせなければならない。

6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

(手数料等)

第28条 開示等の請求に係る手数料は、無料とする。

2 行政文書の写しの交付をするときの当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を請求する者の負担とする。

第4章 審査請求等

(審査会への諮問)

第29条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議に基づいて、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求に係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求に係る個人情報の全部の利用停止をすることとするとき。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(諮問をした旨の通知)

第30条 前条の規定により審査会に諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示等請求者(開示等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第31条 第26条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (審査会の調査権限)

第32条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報が記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- (意見の陳述)

第33条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第33条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第33条の3 審査会は、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員(以下「指名委員」という。)に、第32条第4項の規定による調査をさせ、又は第33条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人等の陳述の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第34条 審査会は、第32条第3項若しくは第4項又は第33条の2の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査会の非公開)

第35条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第36条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求

人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第37条 第32条から前条までの規定に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 雑則

(事業者への指導、勧告等)

第38条 市長は、事業者による個人情報の取扱いが不相当である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不相当であると認めるときは、当該事業者に対して取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、勧告を行うことができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

4 前3項の規定による措置を講ずるときは、審議会の意見を聴いて行わなければならない。

(運用状況の公表)

第39条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。

(他の法令等による開示との調整)

第40条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る個人情報(特定個人情報を除く。)が第27条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法で開示をすることとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、これらの規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示等の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第27条第2項及び第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第2章から第4章までの規定は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第42条 職員等若しくは職員等であった者又は第15条に規定する者が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された行政文書並びに指定管理者、受託者又は派遣労働者がその業務又は役務の提供に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のうち、個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第43条 前条に規定する者が、その業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(区域外適用)

第45条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(両罰規定)

第46条 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し、第42条又は第43条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定等に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第4号及び第4項ただし書、第9条第2項第4号及び第3項ただし書並びに第10条第2項ただし書中審議会の意見を聴くことについての部分並びに第24条の規定は、平成5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に係る第7条第1項並びに第12条第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成12年3月28日条例28）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年9月28日条例4）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行前に前項の規定による改正前の鎌倉市個人情報保護条例の規定により行われた個人情報の開示等の請求、諾否の決定、開示等の手続、不服申立てその他の行為は、同項の規定による改正後の鎌倉市個人情報保護条例の相当規定により行われた個人情報の開示等の請求、開示決定等、開示等の手続、不服申立てその他の行為とみなす。

付 則（平成17年12月28日条例31）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の鎌倉市個人情報保護条例の規定によりされた届出、請求、決定、諮問、手続その他の行為は、この条例による改正後の鎌倉市個人情報保護条例の規定によりされた届出、請求、決定、諮問、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成22年3月29日条例18）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月27日条例21）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条、第43条及び第46条の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

付 則（平成27年11月5日条例13）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条の次に2条を加える改正規定（第9条の2第2項及び第3項に係

る部分に限る。) 平成28年1月1日

- (2) 第2条に2号を加える改正規定(同条第8号に係る部分に限る。)及び第27条に1項を加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

- 2 施行日から前項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の鎌倉市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第22条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「第9条の2第1項又は第2項」とあるのは、「第9条の2第1項」とする。
- 3 施行日から付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例第22条の2第1項の規定の適用については、同項中「特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは、「特定個人情報」とする。
- 4 付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から同項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「特定個人情報(情報提供等記録を除く。)」とあるのは、「特定個人情報」とする。

付 則(平成28年3月31日条例46)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中鎌倉市情報公開条例第6条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る諾否の決定処分又は個人情報の開示の請求に係る不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた諾否の決定処分又は施行日前にされた開示の請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。